

## 6章 文化財の保存・活用に関する計画

### 1 将来像

伊豆の国市の目指す、文化財の保存・活用にかかる将来像を次のように掲げる。

歴史に学び、未来を拓く伊豆の国市

日本史上の大きな変革の舞台にもなってきた伊豆の国市の豊かな文化財の蓄積を、市民が自ら共通の誇りとし、それが正しく保存・継承・活用され、市民が文化財と共に市の未来を拓いていく姿を目指します。

### 2 保存・活用の基本方針（総合的な方針）

伊豆の国市の有形・無形の様々な文化財を、上記基本理念のもとで将来にわたりの確に保存・活用を進めていく上での基本的な方針を、① [知る・学ぶ] ② [守る・高める] ③ [活かす・広める] の3本柱とし、全市的な施策展開は、この3本柱のもとで各保存・活用方策を位置づけて実施していく。

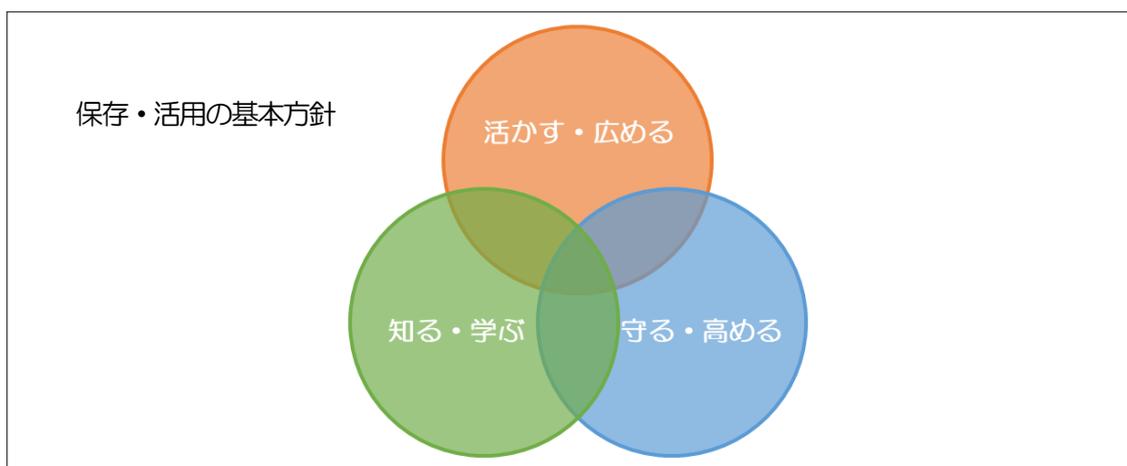


図6-1 保存・活用の基本方針

#### ①知る・学ぶ

調査・研究等による文化財及びその価値の把握と、教育活動による文化財学習のための方針を「知る・学ぶ」とする。

- 市内に所在する文化財の価値を明らかにし、その意義を探究するための調査・研究活動を継続的に進める。
- 無形文化財、名勝地、動物・植物・地質鉱物等の把握調査を進める。
- 学識経験者等との連携を深め、その力を活用しながら、調査・研究の精度を高めていく。
- 市内に分布する文化財の調査・研究活動の成果を総合的に記録・集約し、データベースとして

## 6章 文化財の保存・活用に関する計画

構築し、適切な管理を行う。

- 文化財への理解を深めるため、調査・研究の成果を有効な形で公開し、研究者や市民が共有するための場及び体制づくりを進める。
- 市民の文化財に関する学習機会をつくとともに、地域と連携した学校教育・生涯学習の素材として活用する。
- 郷土の文化財を教材として積極的にとりあげ、人材育成の幅を広げる。

### ②守る・高める

修理や環境整備等による文化財の保存・継承のための方針を「守る・高める」とする。

- 各文化財について、適切な調査・保存・修理・管理を計画的に行い、破壊・損傷・散逸等を防止し確実に将来に継承していく。保存にあたっては、各文化財の内容等に応じ、最適と判断される技術を用いる。
- 文化財について、その重要度により指定や登録等を行い、保存体制を整える。
- 文化財の保存に必要な制度を周知・徹底し、必要な協議・調整と適切な整備を実施する。
- 文化財の適切な保存・管理のための行政・市民体制を整え、みんなで育てる文化財としていく。
- 民俗文化財の継承のため、文化財の管理団体及び担い手の支援を行う。
- 未把握の文化財の滅失・散逸の防止に努める。

### ③活かす・広める

文化財の公開活用・普及のための方針を「活かす・広める」とする。

- 文化財が人々の憩いの場としても利用されるよう、整備を行う。
- 訪れた人々が文化財を正しく理解し、円滑に見学、散策等ができるよう、体系的に整備を行う。
- 市内各文化財及び文化財相互のアクセスの向上・円滑な回遊と来訪者の利便性の向上を図る。
- 文化財の調査・研究・公開・活用の拠点となるよう、文化財関連施設の機能・整備の強化を進め、市内文化財の普及や教育活動への利用を目指す。
- 市内文化財及びその調査・研究活動の成果の情報を広く市内外に発信し、周知を図る。
- 観光客に文化財を案内できるよう、観光や交通等の従事者の歴史文化への理解を深める教育活動を展開するほか、ガイドの養成やスキルアップ等を体系的に行う。
- 市内及び周辺地域の活性化に向けた文化財の活用を推進する。
- 日本の歴史の変革の舞台としての伊豆の国市に関心を寄せる各地の人々との広域的ネットワークを形成し、情報交流や人的交流活動を通じてファンを増やし、観光等による地域の活性化につなげていく。

### ④全体に関する方針

[知る・学ぶ] [守る・高める] [活かす・広める] の全てに通じる方針

- 文化財が集中している地域の周辺環境も含め、文化的な空間を創出していく。

### 3 方策の概要

#### (1) 方策の概要

前述したとおり、保存・活用計画の施策を進めていくため、① [知る・学ぶ] ② [守る・高める] ③ [活かす・広める] の3本柱を基に基本方針に基づき、具体的な方策を講じ、展開していく。

#### (2) 方策の実施期間と財源

保存・活用に係る方策の実施にあたっては、本計画期間10年の内前半の5年間（令和5年度から令和9年度）を前期、後半の5年間（令和10年度から令和14年度）を後期、本計画期間終了後の次期計画予定期間の10年間（令和15年度から令和24年度）を次期と定める。また、各期間の最終年に方策（実施事業）の評価を行う。

表 6-1 方策実施期間

年度 (和暦)	計画期間										次期計画期間
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~R24
方策の 実施期間	← 前期					← 後期					← 次期
	← 恒常事業										
	計画・計画期間の見直し(R7)					計画・計画期間の見直し(R14)					
			●		○				●	○	
					事業評価(R9)				事業評価(R14)		

方策の実施にあたっては、市費・県費・国費（文化財補助金・地方創生推進交付金等）・その他民間資金等を活用して進めていく。

## 6章 文化財の保存・活用に関する計画

### 4 市内全域における保存・活用の取組

第6章1・2で示した文化財の保存・活用に関する基本理念、基本方針に沿って、市内全域における文化財の保存・活用の方策を示す。

表6-2 市内全域における方策（実施事業）

事業No.	事業名	事業内容	実施期間	取組主体
			恒常：R5～R24 前期：R5～R9 後期：R10～14 次期：R15～24	
※取組主体 市：伊豆の国市、所：文化財所有者・管理者、住：住民、民：民間団体、 学：学校、研：研究者・研究所等研究機関・大学、行：伊豆の国市以外の行政				
<b>① 知る・学ぶ</b> 文化財及びその価値の把握と文化財学習のための、調査・体制づくり・学習活動の実施に関する方策				
1	文化財の調査	市内に所在する文化財の存在の把握及び価値の解明のため、調査・研究活動を検討し、継続的に実施する。	恒常 (R5～R24)	市・所・住
2	無形民俗文化財の記録作成	市内の祭礼や伝統行事について、調査を行うとともに記録を作成する。	前期 (R5～R9)	市
3	専門家との連携	文化財の調査・研究の精度を上げるため、市史跡等整備調査委員会をはじめとする学識経験者や文化財の専門家との連絡・協働体制を築く。	恒常 (R5～R24)	市・研
4	文化財データベース作成の検討	国・県・市指定文化財を中心とした市内文化財に関する情報をまとめたデータベースの作成を検討する。	前期～後期 (R5～R14)	市
5	調査報告書・パンフレット・文化財年報の刊行	市で実施した文化財の調査・研究結果を報告書やパンフレットにまとめ情報発信する。また、市文化財所管課の実施した事業について年度単位でまとめ、文化財年報を刊行する。	恒常 (R5～R24)	市
6	遺跡説明会や修理説明会の実施	文化財の整備、修理、発掘調査等を実施する際には、文化財所有者と協力して、見学会を実施する。	恒常 (R5～R24)	市・所
7	講演会・シンポジウム等の実施	研究者及び市文化財担当職員等による講演会及びシンポジウム等を開催し、市内文化財についての調査成果の発表及び理解の浸透を図る。	恒常 (R5～R24)	市
8	歴史文化学習教材の充実/学校教育・生涯学習プログラム構築/市郷土資料館でのワークショップの実施	文化財を教材として積極的にとりあげ、各文化財及び関連施設を学校教育・生涯学習の場として設定する。	恒常 (R5～R24)	市・所
9	教育人材の確保・活用	文化財の歴史文化的意義や価値を市民が正しく理解し、関心を高められるよう、教育機会の充実及びそのための人的・制度的体制の強化を図る。	後期～次期 (R10～R24)	市・住・学
<b>② 守る・高める</b> 文化財の保存・継承のための、管理体制づくり・支援に関する方策				
10	指定・登録文化財の管理	指定文化財について、必要に応じて保存活用計画の作成を行い、体系的な保存・管理を実施する。 市内の指定・登録文化財が所在不明になることを防ぐため、定期的に所有者及び管理者に所在確認を行う。また、現状把握に努め、所有者に対し計画的に支援を行う。 指定・登録文化財の法定手続きを周知し、確実な手続きの履行を図る。	恒常 (R5～R24)	市

11	文化財の指定・登録	調査によりその価値が判明した文化財について、重要度により国・県・市指定及び登録を目指し、保存のための体制を整備する。	恒常 (R5～R24)	市・所・研・行
12	周知の埋蔵文化財の適切な管理	市内に所在する埋蔵文化財包蔵地の周知と法定手続きの確実な履行を図る。	恒常 (R5～R24)	市
13	管理・見守り体制の整備	文化財の適切な保存のため、行政・文化財所有者及び管理者・地元住民等による各文化財の管理・見守り体制を整備する。	恒常 (R5～R24)	市・所・住・民
14	民俗文化財の担い手支援	民俗文化財の継承のため、公演機会の提供や民間支援制度の案内等による民俗文化財の管理団体及び担い手の支援を行う。	恒常 (R5～R24)	市・住・民
15	文化財の滅失・散逸防止のための協力体制の構築	文化財の滅失や散逸を防ぐため、所有者が文化財の処分を検討する場合には、市及び文化財関係機関へ相談・連絡するようにホームページ等で呼びかけを行う。また、関係団体等が、同様な事案を認知した場合には市に連絡をする協力体制を形成する。	恒常 (R5～R24)	市・民
<b>③ 活かす・広める</b> 文化財の公開活用・普及のための、周辺整備・情報発信に関する方策				
16	サインの体系的整備/道路案内サインの整備	交通手段ごとの案内サインを検討し、伊豆の国市景観計画に則し、体系的に整備を行う。 市が所有・管理する文化財について、円滑に見学や散策ができるよう、案内サイン・各文化財の説明板の設置、管理を行う。	恒常 (R5～R24)	市
17	文化財関連施設の整備・活用	来訪者が文化財について学習し、文化財の調査・研究・振興事業を実施する際に拠点として利用できるように、文化財関連施設の整備・活用を検討する。	恒常 (R5～R24)	市・住
18	博物館等施設設置の検討	市内の歴史・文化財を総合的に学ぶことができ、教育活動の拠点に利用できるように博物館等の設置を検討する。	前期～次期 (R5～R24)	市
19	パンフレットの作成/情報発信の仕組みづくり	市内文化財について、各種媒体で積極的に情報発信を行うことで、市内外への周知を図る。 文化財の案内パンフレットの作成、充実を図る。また、効果的な発信ができる環境を整える。さらに、ITを活用した案内システムの整備・運用を検討する。	恒常 (R5～R24)	市・所・住・民
20	ガイド・市内観光関係者等への教育活動/ガイドの活動支援	ガイド・市内観光関係者等が観光客に文化財を紹介・案内できるように、文化財への理解を深める教育活動・研修会を実施する。また、ガイドの活動を支援するため、新規会員の募集や活動内容を市広報紙・ホームページ等で周知する。	恒常 (R5～R24)	市・所
21	活用体制の構築・強化/観光ツアーの誘致・開発/商品開発・販売/イベント企画・開催	文化財を市内及び周辺地域の活性化に活用するため、行政・文化財所有者及び管理者・観光・商業等関係者との協働体制の構築・強化を図る。また、民間と協働しての文化財見学を取り入れた観光ツアー商品の誘致・開発、関連商品の開発・販売、イベントの企画・開催等を検討する。	恒常 (R5～R24)	市・所・住・民
22	市内民俗芸能・祭典等の実施	市の魅力や観光・歴史資源を生かした民俗芸能や祭典等の実施を補助することで継承を促し、観光交流客、宿泊客を増加させ、地域の活性化を目指す。	前期 (R5～R9)	民